

医整第 8 7 9 号
令和 6 年 1 2 月 2 3 日

関係機関の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令」及び
「健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条
第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業」の公布等について（通知）

このことについて、厚生労働省医政局長及び保険局長から別添のとおり通知がありましたので、内容を御了知ください。

[医療整備課]

所属名	電話	FAX
医療整備課医事係	058-272-1111(3240)	058-278-2623

[保健所] ※保健所へ問合せする際は管轄保健所へお願いします

保健所名	担当係名	電話	FAX
岐阜保健所	管理医事係	058-380-3001	058-371-1233
西濃保健所	管理医事係	0584-73-1111(263)	0584-74-9334
関保健所	管理医事係	0575-33-4011(353)	0575-33-4701
可茂保健所	管理医事係	0574-25-3111(353)	0574-28-7162
東濃保健所	管理医事係	0572-23-1111(352)	0572-25-6657
恵那保健所	管理医事係	0573-26-1111(261)	0573-25-1174
飛騨保健所	管理医事係	0577-33-1111(303)	0577-34-8327
岐阜市保健所	医務薬務係	058-252-7187	058-252-1280